

赤穂市入札監視委員会
令和2年度第1回委員会議事概要書

| | | |
|----------------------|--|-----|
| 開催日及び場所 | 令和2年10月9日(金) 市役所6階 第2委員会室 | |
| 委員 | 有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部准教授) 武内 隆幸 (兵庫県光都土木事務所副所長) 羽田 由可 (弁護士) 家根 次代 (税理士) | |
| 審議対象期間 | から まで | |
| 報告事項 | | |
| 審議事項 (協議事項等) | <p>(1)委嘱状交付・市長あいさつ (2)委員長・委員長職務代理の決定 委員の互選により、委員長に有田委員、委員長職務代理に羽田委員がそれぞれ選出された。 (3)協議事項1「赤穂市入札監視委員会運営要領(案)について」事務局案の様式第2号について、入札者数を追加してはどうかとの意見があり、修正した上で決定した。 (4)次回委員会における審議案件の抽出について 次回の審議案件については4名の委員が、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④指名競争入札(物品)から、それぞれ1件ずつ抽出することとした。</p> | |
| 抽出案件 | 件 | 案件名 |
| 一般競争入札 | (工事) | |
| | (委託) | |
| 指名競争入札 | (工事) | |
| | (委託) | |
| | (物品) | |
| 随意契約 | (工事) | |
| | (委託) | |
| | (物品) | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 次のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>協議事項1 赤穂市入札監視委員会運営要領(案)について</p> <p>第2条の会計課と契約管財課の区分について説明を求めます。</p> <p>談合の情報や再苦情があった場合は、定例以外に開催するのにか。</p> <p>談合等不正行為に係る情報は苦情の申立てに該当するのにか。</p> <p>苦情の申立ては入札関係者のみと考えてよいか。</p> <p>最初、苦情の申立てがあった場合は委員会で審議することなく、市長が回答するのにか。</p> <p>再苦情の件数はどれくらいを見込んでいるのにか。</p> <p>30万円未満の単価契約で年間を通すと30万円を超えるような場合は対象か。</p> | <p>市では主に会計課が物品、契約管財課が工事・委託の契約を担当している。</p> <p>その予定である。</p> <p>苦情の申立てとは別に扱う。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>そのとおりである。委員会は再苦情を対象としている。</p> <p>過去にそのようなケースは確認できないため、見込みについては不明である。</p> <p>その場合は、30万円未満の契約とみなすので対象外。基本的に単価契約は対象外と考えている。</p> |